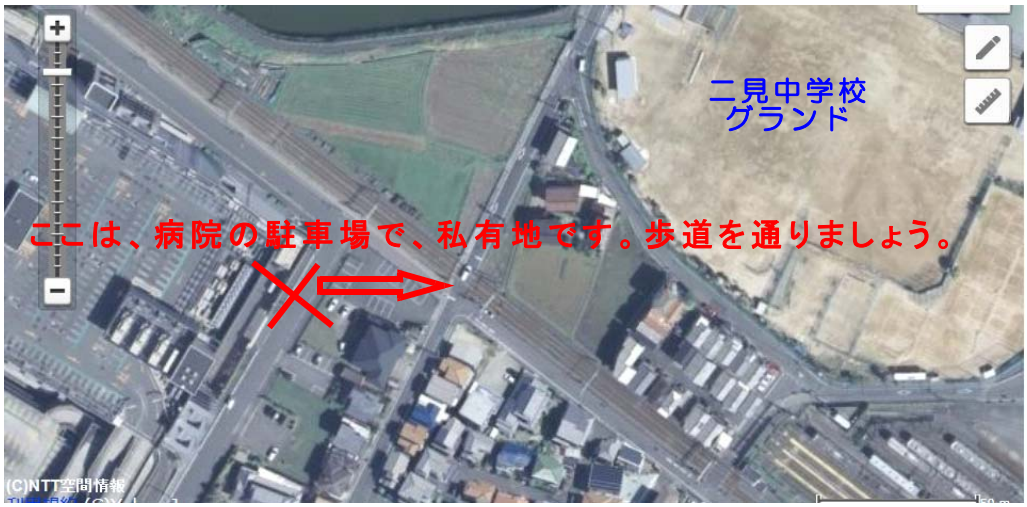
平成２９年度　生徒指導通信５月号　NO.２　　Ｈ２９．５
ト　ラ　ス　ト　　生徒指導委員会

Ｔｒｕｓｔ　～信頼～

通学路について

駐車場を通り抜けるのは違法？
刑法１３０条　３年以下の懲役又は１０万円以下の罰金に処するとなっています。



不審者情報



こんな時どうすればよい？

変だと思ったら直ぐに１１０番してください。
その時に　①不審者の特徴を覚えておく。（年齢・髪型・服装・めがね等）
　　②乗り物（車、バイクは、ナンバー・自転車等）